

令和7年度 佐賀県生活困窮者子どもの学習・生活支援事業委託に係る 企画コンペ実施要領

1 目的

「佐賀県生活困窮者子どもの学習・生活支援事業」を委託するにあたり、提出された提案内容及び提案者の実施能力を総合的に判断することにより受託者を決定するため、企画提案を募集する。

2 委託業務の内容

- (1) 業務名 佐賀県生活困窮者子どもの学習・生活支援事業
- (2) 委託内容 別添「佐賀県生活困窮者子どもの学習・生活支援事業委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 委託契約額の上限

31,812千円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 参加資格要件

原則として、本事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人など法人格を有する民間団体とし、次の全ての要件を満たすものとする。ただし、法人格を有しない場合であっても、県が適当と認めた場合はこの限りでない。

なお、参加資格要件の確認のため佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 佐賀県に主たる事務所を有する法人等であること。
- (2) 仕様書で定めた人材を配置し、事業を運営できること。
- (3) 定款又は規約等で組織の運営について定めていること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正手続開始又は民事再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

(8) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成2年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

5 募集方法

佐賀県ホームページに掲載する。

6 参加資格確認申請書等の提出

- (1) 提出書類 参加資格確認申請書（様式1）、定款 各1部
- (2) 提出期限 令和7年3月5日（水）17時必着
- (3) 提出場所 佐賀県健康福祉部 社会福祉課 生活保護・援護恩給担当
（佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 旧館3階）
- (4) 提出方法 持参または書留郵便
- (5) 結果通知 令和7年3月7日（金）までに通知する。

7 質問書の受付

本企画コンペに関して質問がある場合は、以下のとおり行う。

- (1) 提出書類 質問書（様式2）
- (2) 提出期限 令和7年3月7日（金）17時必着
- (3) 提出方法 メール（syakai_fukushi@pref.saga.lg.jp）
- (4) 回答方法 令和7年3月12日（水）までに佐賀県ホームページで公表する。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

提出書類	様式	作成上の留意点
企画提案書	様式3 一式	-
団体の概要	様式4	・様式4と同等の内容が記載された既存の団体パンフレット等でも代替可能とする。
見積書	任意	・佐賀県健康福祉部社会福祉課長あてとし、提案者の商号又は名称、住所、代表者名を記載すること。 ・兼務する職員の人件費等がある場合は、事業費を適切に按分し、按分の根拠が分かるように記載すること。
補足資料	任意	・構成は自由とし、提出は任意とする。

(2) 提出部数 5部

(3) 提出期限 令和7年3月17日(月)17時必着

(4) 提出場所 佐賀県健康福祉部 社会福祉課 生活保護・援護恩給担当
(佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 旧館3階)

(5) 提出方法 持参または書留郵便

9 審査

(1) 審査委員会

審査委員会を令和7年3月25日(火)または26日(水)に開催し、提案者によるプレゼンテーションを実施する。なお、提案者が1者の場合はプレゼンテーションを省略し、企画提案書等の書面審査を行う。

(2) 審査方法

審査項目及び評価ポイント、配点等は別表のとおりとし、総合点が最も高い者を最優秀提案者として選定する。なお、総合点が最も高い者が複数ある場合は、審査委員間で協議のうえ最優秀提案者を選定する。また、総合点が満点の5割に達しない場合は、最優秀提案者として選定しない。

(3) 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

ア 参加する資格のない者が行った場合

イ 本件企画コンペ手続について不正行為を行った場合

ウ 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合

エ 1人で2以上の提案をした場合

オ 代理人でその資格のない場合

- カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
- キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
- ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(4) 結果通知

審査の結果、最優秀提案者となった者を委託者として選定する。審査結果については令和7年3月27日（木）までに各提案者に通知する。

10 スケジュール

全体の実施スケジュールは以下のとおりとする。

2月19日（水）	募集開始
3月5日（水）	参加資格確認申請書 提出期限（17時）
3月7日（金）	参加資格確認結果通知 質問書 提出期限（17時）
3月12日（水）	質問書に対する回答を県HPで公表
3月17日（月）	企画提案書 提出期限（17時）
3月25日（火）	審査委員会 ※26日（水）は予備日
3月27日（木）	審査結果通知

11 令和6年度からの変更点

(1) 従来は、教室運営にかかる経費（会場管理者等の報酬や教材費、会場使用料、各種体験活動に要する経費等）について、事業完了後に実費に基づき精算を行うこととしていたが、この取り扱いを廃止した。なお、これに伴い、見積書において教室運営に係る経費と事務費とを分けて記載する必要はないこと。

12 その他

(1) 契約保証金

- ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。
- イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき担保を供することができる。
- ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - (ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - (イ) 国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(ウ) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(2) 企画コンペ手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件企画コンペ手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

ア 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行うことができないとき。

(3) その他

ア 本企画コンペの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。

イ 提出された企画提案書等は返却しない。

ウ 企画提案書等は選定作業等、必要な範囲において複製することがある。

エ 提出された企画提案書等については、本要領に基づく委託業者の選定以外の目的には使用しない。

オ この実施要領に掲げる手続は、令和7年2月定例県議会において当該委託業務の予算が成立しない場合は中止する。この場合は佐賀県ホームページにより公示を行う。また、契約締結日は令和7年4月1日とする。

13 問合せ先

佐賀県健康福祉部 社会福祉課 生活保護・援護恩給担当

住所 〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 旧館3階

TEL 0952-25-7058

FAX 0952-25-7264

E-mail syakai-fukushi@pref.saga.lg.jp